

第4章 計画事業の展開

第4章 計画事業の展開

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>1 鉄道駅エレベーター等整備事業</p> <p>鉄道駅におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、利用者の円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。</p>	都市整備局
<p>2 鉄道駅エレベーター等整備事業(東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)</p> <p>鉄道駅(東京 2020 大会会場周辺駅等)におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、日常の利用者及び国内外からの来訪者の円滑な移動を確保するため、鉄道事業者と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う(平成 31 年度終了予定)。</p>	都市整備局
<p>3 ホームドア等整備促進事業</p> <p>ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う。</p>	都市整備局
<p>4 ホームドア等整備促進事業(東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)</p> <p>東京 2020 大会の会場周辺の最寄駅等として観客の利用が想定される鉄道駅に、ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、鉄道事業者と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う(平成 31 年度終了予定)。</p>	都市整備局
<p>5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備</p> <p>都における地下高速鉄道の建設促進を図るため、東京地下鉄(株)が施行する、地下高速鉄道の浸水対策及び大規模改良に対して建設費の助成を行う。</p>	都市整備局

<p>6 バリアフリールートの充実</p> <p>平成 25 年度に都営地下鉄全 106 駅で、ホームから地上までをエレベーター等で移動できる、いわゆるワンルートの整備は完了したが、引き続き乗換駅等でのエレベーター整備を進める。</p> <p>また、更なる利便性向上を図るため、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、地上行のバリアフリールートの複数化に向けて検討する。</p>	<p>交通局</p>
<p>7 都営地下鉄駅のホームドア整備</p> <p>高齢者や障害者など全てのお客様が安全に利用できるよう、転落防止等の安全対策の強化を図る。</p>	<p>交通局</p>
<p>8 都営地下鉄駅の音声案内装置等の整備</p> <p>視覚障害者に安心して安全に駅をご利用いただくため、ホームに鳥の音が鳴動して階段の位置を知らせる音声案内装置を設置する。</p>	<p>交通局</p>
<p>9 利用者本位のターミナル実現に向けた補助</p> <p>初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を確実に推進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>10 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等</p> <p>お客様が快適にバスをお待ちいただけるよう、停留所上屋の整備を行うとともに、ベンチの増設を進める。</p>	<p>交通局</p>
<p>11 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業</p> <p>民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>12 観光バス等バリアフリー化支援事業</p> <p>平成 32 年（2020 年）に向けて、障害者や高齢者が、安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バス車両の導入支援など、ハードとソフト両面での環境整備を推進する。</p>	<p>産業労働局</p>

<p>13 次世代タクシーの普及促進事業</p> <p>東京 2020 大会の開催にあわせ、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両の普及促進を図る。</p>	<p>環境局</p>
--	------------

(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>14 道路のバリアフリー化</p> <p>① 東京都道路バリアフリー推進計画 東京 2020 大会開催までに、競技会場や観光施設周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、これまで対象としてきた駅、生活関連施設を結ぶ道路に、新たに文化施設やスポーツ施設周辺等の道路も加え、都道のバリアフリー化を推進する。</p> <p>② 競技会場周辺等の道路のバリアフリーに向けた区市に対する財政支援 国、関係区市等との連絡会議を新たに設置するとともに、区市への財政支援を実施し、競技会場周辺等の連続的・面的な広がりを持った道路のバリアフリー化を推進する。</p> <p>③ 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化の検討（モデル事業） 障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業箇所でも試験的にバリアフリー化整備を実施する。</p> <p>④ 主な駅周辺での面的なバリアフリー化の重点的な推進 競技会場周辺や主な観光地周辺での取組を、東京 2020 大会のレガシーとして、主な駅周辺で面的なバリアフリー化を重点的に推進する。</p>	<p>建設局</p>
<p>15 視覚障害者用誘導ブロックの設置</p> <p>視覚障害者がよく利用する施設と駅やバス停留所とを結ぶ歩道、視覚障害者の利用が多い道路における横断歩道部の直前、バス停前などで、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p>	<p>建設局</p>

<p>16 横断歩道橋等のバリアフリー化</p> <p>道路交通上、バリアフリー化が必要不可欠な横断歩道橋等について、スロープやエレベーターを設置するなどの整備を進める。</p>	<p>建設局</p>
<p>17 道路標識の整備</p> <p>道路案内標識について、英語併記化やピクトグラムの追加などにより表示情報を充実させる。</p>	<p>建設局</p>
<p>18 道路の無電柱化の推進</p> <p>① 東京 2020 大会までに、センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成した都道や競技場周辺等予定地周辺の都道の無電柱化を完了させる。</p> <p>② 都市防災機能の強化に向け、緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、防災拠点を結ぶ第一次緊急輸送道路については、平成 36 年度（2024 年度）末までに 50%完了させる。そのうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、平成 36 年度（2024 年度）末までに 100%完了させる。</p> <p>③ 区市町村道も含めた面的に広がる無電柱化を推進するため、平成 20 年度より「区市町村補助制度」を創設し、工事費等を財政支援するとともに、実物大モデルを活用した実践的な研修等による技術支援を実施。平成 29 年度からは、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して事業費を補助する財政支援を行うとともに、区市町村が設置する技術検討会に都の職員が直接参加するなどの技術支援を行っている。</p>	<p>建設局</p>
<p>19 歩道の整備</p> <p>既設道路の歩道の未整備区間や幅の狭い区間について、歩行者が安全・快適に歩行できる幅員 2m以上の歩道整備を図る。</p>	<p>建設局</p>

<p>20 地下歩道の整備</p> <p>鉄道各駅からのアクセス及び回遊性の向上と快適な歩行者空間の確保を目的に、既存の地下歩道を活用しつつ、新宿副都心地区歩行者専用道ネットワークの整備を図る。</p>	<p>建設局</p>
<p>21 都市計画道路等によるネットワークの充実</p> <p>渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とすることから、区部環状道路や多摩南北道路をはじめとする都市計画道路などの道路ネットワークを充実させ、交通環境の向上を図る。</p>	<p>建設局</p>
<p>22 連続立体交差事業の推進</p> <p>道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の阻害となる踏切を除却し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進する。</p> <p>また、この事業に伴い、立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等を図っていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>23 歩行者感应式信号機の整備</p> <p>主要な生活関連経路を中心に、信号機設置場所を横断する歩行速度が遅い高齢者等の安全性を向上させるため、歩行者用時間を延長することで、安全に横断できる機能を整備する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>24 視覚障害者用信号機の整備</p> <p>生活関連経路を中心に、歩行者用灯器の青信号を擬音等の音響で知らせる視覚障害者用信号機を整備するほか、東京 2020 大会会場周辺及び視覚障害者から設置要望のあった場所等に対し視覚障害者用信号機を整備する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>25 経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）の整備</p> <p>道路幅員が広く、横断歩行者が多い集客施設の近傍、高齢者の利用が多い場所若しくは通学路等に経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）を整備する。</p>	<p>警視庁</p>

<p>26 視認性を向上した道路標識の整備</p> <p>地域住民等からの要望や交通事故発生状況を踏まえ、道路標識の視認性向上を図る必要がある場所及び交通規制を特に強調する必要がある場合において、発光式の道路標識を整備する。</p>	警視庁
<p>27 安全性に配慮した設備の整備推進（エスコートゾーンの設置）</p> <p>視覚障害者用信号機が整備されている横断歩道や、距離が長く視覚障害者の方がコースを逸脱するおそれのある横断歩道等を対象に、前後の歩道上に道路管理者の視覚障害者誘導用ブロックが設置されていることなどを勘案しながらエスコートゾーンを整備する。</p>	警視庁
<p>28 臨海部におけるバリアフリーの推進</p> <p>臨海地域を外国人も障害者も誰もが希望を持っていきいきと生活できる、活躍できる都市「ダイバーシティ」とするため、東京 2020 大会の競技会場や移動空間となることを契機に、道路と公園のバリアフリー化を一体的に推進していく。</p>	港湾局

(3) 面的なバリアフリー整備

事業概要	所管局
<p>29 バリアフリー基本構想作成事業</p> <p>バリアフリー法に規定する基本構想を区市町村が作成するに当たり、その経費の一部を都が補助することにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。</p>	都市整備局
<p>30 東京都施行市街地再開発事業</p> <p>市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、暮らしやすく安全で快適なまちづくりを行う。</p>	都市整備局
<p>31 東京都施行土地区画整理事業</p> <p>都市基盤が脆弱で、防災上危険、あるいは土地の有効利用が図られていない、などさまざまな課題を抱える地域について、公共施設と宅地の一体的な整備を面的に行うことにより、抜本的な改善を図る。</p>	都市整備局

<p>3 2 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用</p> <p>地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することにより市街地の更新を促進し、都心居住や、市街地の防災性の向上、福祉のまちづくり、緑のネットワークの形成等の推進を図る。</p>	<p>都市整備局</p>
---	--------------

2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>3 3 東京都福祉のまちづくり条例の運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○ 区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 	<p>福祉保健局</p>
<p>3 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>3 5 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業）</p> <p>区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共交通施設、道路、公園の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する区市町村に対し支援を行う。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>36 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業</p> <p>東京 2020 大会に向けて、障害者等のスポーツ活動を推進するなどの観点から、住民参加による調査を踏まえた、施設、設備のバリアフリー化改修等に取り組む区市町村を支援する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>37 宿泊施設のバリアフリー化支援事業</p> <p>観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>38 アクセシブル・ツーリズムの推進</p> <p>障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>39 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化</p> <p>障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含めたすべての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化を進める。</p>	<p>教育庁</p>
<p>40 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援</p> <p>私立学校が行う校舎等の施設設備整備のうち、バリアフリー化等福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行う学校に対して、低利の融資事業を実施している公益財団法人東京都私学財団に対して一定の利子補給を行う（平成 30 年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助することとしている。）。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>41 赤ちゃん・ふらっと事業</p> <p>実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>4 2 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化（都庁舎設備更新工事）</p> <p>都民が都庁舎を利用するうえで、誰もが安心して快適に利用できる来庁者等の利便性の向上とさらなるバリアフリー化を図る工事を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性に配慮した身障者用トイレの増設や設置位置の向上を図る。誰でもトイレの箇所の増設、多目的シート、ベビーチェア、オストメイト対応の水洗器具を増設する。 ○ 経年劣化していた庁舎内外サインを更新するとともに、デザインを見直し来庁者がわかりやすいものにする。 ○ すべてのエレベーターに車いす用操作盤を設置し、すべての利用者に対し利便性を向上させる。 	<p>財務局</p>
<p>4 3 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化</p> <p>区市町村が保有するスポーツ施設において、照明設備・空調設備の設置等を含むスポーツ環境を拡大する工事や、点字ブロック・だれでもトイレの設置等を含むバリアフリー工事等を対象に財政支援を行う。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>4 4 都立体育施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化</p> <p>都立体育施設等の大規模改修に合わせ、バリアフリー化の検討を行い、必要なバリアフリー化工事を行う。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>4 5 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備</p> <p>オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて都が新設する恒久施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>

(2) 公園等におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>4 6 都立公園の整備</p> <p>「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進め、すべての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園を整備する。</p>	建設局
<p>4 7 区市町村の公園整備事業への支援</p> <p>区市町村が実施する都市公園整備事業等について、補助や技術的支援を行い、だれもが利用しやすい公園整備の促進を図る。</p>	建設局
<p>4 8 海上公園の整備</p> <p>新たな開園に向けた整備を進めるとともに、東京 2020 大会競技会場や観客の移動経路となる既存公園について、高齢者や障害者等の利用に配慮しながら海上公園を整備・改修を進める。</p>	港湾局
<p>4 9 河川における親水空間等の整備</p> <p>誰もが水辺に親しめるように、東部低地帯の主要河川ではスーパー堤防等の整備により、地震への安全性の向上とともに親しみやすい水辺環境の創出を図る。中小河川においては水と緑のネットワークを更に充実させるため、河川整備に合わせた緑化のほか、整備済み区間において既存護岸や管理用通路の緑化を推進する。</p>	建設局
<p>5 0 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化</p> <p>自然公園の整備・改修時に合わせて以下の項目を検討し、必要な内容を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすでアクセス可能な公衆トイレのバリアフリー化、洋式化、多目的トイレの設置 ○ 登山道・遊歩道上施設のオストメイト対応トイレの設置 <p>多様な利用者の来訪を支援するソフト事業について検討する。</p>	環境局

<p>5 1 障害のある子ども共に楽しめる遊具の設置</p> <p>先行的に行うモデル公園において、障害のある子ども共に楽しめる遊具を設置する。</p>	<p>建設局</p>
---	------------

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

事業概要	所管局
<p>5 2 公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進</p> <p>都営住宅の建替え及び既設都営住宅への手すり設置などの住宅設備等の改善やエレベーター設置によるストックの維持更新を行い、バリアフリー化を図る。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 3 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用</p> <p>都民の居住面でのセーフティーネットとなる良好な住宅ストックを確保するため、都営住宅大規模団地の建替えを推進し、あわせて、高齢者や障害者等が必要な福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域においてサービスを供給する福祉施設の整備を推進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 4 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設</p> <p>高齢者が安心して生活できるよう、バリアフリー化された公的賃貸住宅や、車いす利用者向けの住宅を供給する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 5 区市町村公営住宅整備事業助成</p> <p>区市町村が公営住宅の新規供給や建替え事業を行う場合、住宅のバリアフリー化等を要件の一つとして、その建設費等の一部を都が補助することにより、高齢入居者等に配慮した公営住宅の整備を促進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 6 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進</p> <p>地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、直接補助及び区市町村を通じた間接補助を行う。</p>	<p>都市整備局</p>

<p>57 都市居住再生促進事業</p> <p>地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建て替えや共同化、既存ストックの改修を実施する民間事業者に対し、区市町村が補助を行う場合、区市町村に対し、都として事業費の一部を補助する。</p>	都市整備局
<p>58 マンション改良工事助成</p> <p>バリアフリー改修など、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に対して利子補給を行う。</p>	都市整備局
<p>59 シルバーピア事業（高齢社会対策区市町村包括補助）</p> <p>緊急時対応や安否確認等を行う生活援助員等を配置するバリアフリー構造の高齢者向け公的賃貸住宅（シルバーピア）の運営を行う区市町村を支援する。</p>	福祉保健局
<p>60 住宅改善事業（バリアフリー改修等）（高齢社会対策区市町村包括補助）</p> <p>高齢者がいる世帯に対し、介護保険給付の対象外となる部分について、その者の居住する住宅の改修に係る経費を給付する。</p>	福祉保健局

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(1) 災害への備え及び対応

事業概要	所管局
<p>61 社会福祉施設等耐震化促進事業</p> <p>社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断・耐震改修を行う社会福祉施設等に対して補助を行い、耐震化を促進する。</p>	福祉保健局

<p>6 2 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進(災害時要配慮者対策の推進)</p> <p>近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者であり、災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要配慮者対策は重要課題となっている。</p> <p>各区市町村において要配慮者対策の構築が早急に求められているが、現状では取組途上のところが多いため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 3 帰宅困難者対策における要配慮者への支援</p> <p>発災時に帰宅困難者による混乱を防止し、発災しても安心してその場に留まり、行き場のない人の安全も確保され、スムーズに帰宅することができる環境を整えることにより、都民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p>	<p>総務局</p>
<p>6 4 要配慮者の安全対策</p> <p>要配慮者の安心・安全を確保し、災害発生時の被害を軽減させることを目的とし、以下の事業を推進する。</p> <p>① 要配慮者世帯を対象とした、総合的な防火防災診断の実施 ② 要配慮者への効果的な情報発信 ③ 要配慮者を対象とした防火防災訓練の実施 ④ 住宅火災から高齢者等の安全を確保するための早期受信体制の整備</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>6 5 ヘルプカード作成促進事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業)</p> <p>区市町村におけるヘルプカードの作成経費等について補助を行い、地域におけるヘルプカードの作成の取組を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 6 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業</p> <p>介護職員の宿舎の借上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>67 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業</p> <p>職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として、災害時の迅速な対応を促進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>68 児童・生徒等に対する総合防災教育</p> <p>児童等に対する総合防災教育により、誰もが災害や事故の被害を未然に防止できるよう知識や防災行動力を身につけることで被害を低減させる。</p>	<p>東京消防庁</p>

(2) 日常生活における事故防止

事業概要	所管局
<p>69 都民生活において生ずる事故防止対策の推進</p> <p>救急搬送データから日常生活事故について分析し、ホームページ、リーフレット等を活用して、情報発信を行い、都民の日常生活における事故の低減を図り安全・安心な暮らしを確保する。</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>70 商品等を起因とする事故の防止対策の推進</p> <p>○ 暮らしの中に埋もれがちな「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、効果的に発信することで、商品やサービスに関する事故の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>○ 子供が集まる各種イベント等を通じて、子供の安全に配慮した商品についてPR強化、普及を図ると共に、商品・サービスに関する危害・危険情報を提供し、消費者の安全意識の啓発等を行い、安全・安心な商品市場の実現及び安全意識の高い消費者行動を促進する。</p>	<p>生活文化局</p>

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

事業概要	所管局
<p>7 1 視覚障害者向け都政情報の提供（広報東京都の点字版・音声版等）</p> <p>都の広報紙「広報東京都」について、視覚障害者向けに点字版及び音声版を提供するとともに、ホームページでも情報を提供することにより、情報のバリアフリー化を図る。</p>	生活文化局
<p>7 2 消費生活情報の提供（東京くらしねっと CD 版）及び字幕入り消費者教育 DVD の作成</p> <p>① 消費生活情報誌「東京くらしねっと」CD 版を作成し、公立図書館、視覚障害者施設や個人の希望者に配布することにより、文字による消費生活情報を得にくい消費者に対し、音声による消費生活情報を提供する。</p> <p>② 字幕入り消費者教育 DVD を作成し、学校での授業や講座等に提供するほか、都民への貸出等を行うことにより、聴覚障害のある消費者に対し、消費生活情報の提供と学習支援を行う。</p>	生活文化局
<p>7 3 外国人に対する生活情報等の提供</p> <p>東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo : Your Guide」や東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイト等を通じて、情報提供を行っていく。</p>	生活文化局
<p>7 4 外国人のための防災対策</p> <p>外国人のための防災訓練、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練、東京都防災（語学）ボランティアの育成等により、情報提供体制を強化する。</p>	生活文化局

<p>75 点字録音刊行物作成配布事業</p> <p>視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布することにより、社会参加を促進し、生活・文化の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>76 点字による即時情報ネットワーク事業</p> <p>視覚障害者に対して、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>77 視覚障害者用図書製作貸出事業</p> <p>視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>78 字幕入映像ライブラリー事業</p> <p>映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又は DVD の製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>79 視覚障害者ガイドセンター運営事業</p> <p>重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>80 聴覚障害者意思疎通支援事業</p> <p>意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>8 1 手話のできる都民育成事業</p> <p>東京 2020 大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 2 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業</p> <p>盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者を養成研修をし、もって盲ろう者の福祉の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 3 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業</p> <p>ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行し、普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 4 交番等における手話技能取得者の活動</p> <p>聴覚障害者に配慮した対応を推進するため、交番等における手話技能取得者による活動を推進する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>8 5 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮</p> <p>視覚障害者及び外国人に配慮した対応を推進するため、交番等において、電子掲示板、交番ランドマーク等を設置するなど、様々な手段による情報提供を推進する。</p> <p>① 電子掲示板の設置 交番等に、動画や静止画等を表示できる電子掲示板を設置する。</p> <p>② 交番ランドマークの設置 ローマ字で「KOBAN」と表記した交番ランドマークを設置する。</p> <p>③ 交番及び駐在所の外壁等への英字併記 交番及び駐在所の改築、改修に合わせて、外壁等に英字を併記をする。</p>	<p>警視庁</p>

<p>例・・・SAKURADAMON POLICE BOX</p> <p>④ ピーフォンへの翻訳システムの搭載 ピーフォン（地域警察官が携帯するスマートフォン）に、翻訳システムを搭載、運用する。</p>	
<p>（再掲） 赤ちゃん・ふらっと事業</p> <p>実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>86 観光案内所の運営</p> <p>東京を訪れる国内外からの旅行者のニーズに対応し、その利便性の向上を図るため、東京観光情報センターの運営を行い、観光情報提供体制の充実を図る。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>87 観光ボランティアの活用</p> <p>東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対し観光案内等のサービスを提供し東京の魅力を伝える。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>88 外国人滞在支援対策</p> <p>外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、忘却、錯誤から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。このため、在住外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防止する。</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>
<p>89 音声コードを活用した視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進</p> <p>個人事業税、固定資産税・都市計画税、自動車税の納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、視覚障害者が通知書の内容を音声で取得できる旨を案内する。その上で、希望者には、通知書に記載されている税額や納期などの情報を音声コード化した文書を個別に送付し、情報バリアフリーを図る。</p>	<p>主税局</p>

<p>90 音声コードを活用した情報バリアフリーの推進</p> <p>給水契約者で希望する方に対して、水道ご使用量等のお知らせや請求書等の内容について、音声コード付き文書で案内し、情報バリアフリーを図る。</p>	<p>水道局 下水道局</p>
<p>91 バリアフリー情報のオープンデータ化</p> <p>都内の公共施設等におけるだれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>92 オープンデータの推進</p> <p>都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを「東京都オープンデータカタログサイト」に掲載するとともに、更なるオープンデータの公開及び民間での利活用促進を図り、官民連携による地域課題の解決を推進する。</p>	<p>総務局</p>
<p>(再掲) 利用者本位のターミナル実現に向けた補助</p> <p>初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を確実に推進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>93 東京ひとり歩きサイン計画</p> <p>外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しむように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を設置する。また、平成26年度改定の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進していく。</p>	<p>産業労働局</p>

(2) ホームページによる情報提供の内容充実

事業概要	所管局
<p>94 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用</p> <p>高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを構築、運営する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>95 TOKYO 障スポ・ナビの運用</p> <p>障害のある人や障害者スポーツを支える人を対象に、都内の公共スポーツ施設のバリアフリー情報や、スポーツ教室の開催情報をはじめ、障害者のスポーツに関する様々な情報を掲載した障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」を運用する。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>96 ウェブサイトによる観光情報の発信</p> <p>国内外から旅行者を東京へ誘致するため、東京に存在する様々な観光魅力（イベント、施設、自然、文化及び伝統など）に関する情報をウェブサイト「GO TOKYO」等により発信し、これを広く認識してもらうことにより、訪都旅行予定者を確保する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>97 バリアフリー観光の推進</p> <p>高齢者や障害者等が旅行をするにあたって支障となるバリアやバリアフリーの観光ルート上の情報をパンフレットやウェブサイトで情報発信することで、自ら旅行情報を収集し、旅行先、行程等を選択できる環境を整備する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>(再掲) アクセシブル・ツーリズムの推進</p> <p>障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。</p>	<p>産業労働局</p>

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(1) 普及啓発の充実

事業概要	所管局
<p>98 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈</p> <p>東京都の福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあった者を表彰する。</p>	福祉保健局
<p>99 障害者等用駐車区画の適正利用の推進</p> <p>ガイドラインやリーフレットを活用した普及啓発活動や、包括補助事業の活用により、障害者等用駐車区画の適正利用を推進する。</p>	福祉保健局
<p>100 心のバリアフリーに向けた普及推進</p> <p>心のバリアフリーポスター普及啓発コンクールの実施、普及啓発冊子の作成・配布等により、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図る。</p>	福祉保健局
<p>101 心のバリアフリーサポート企業連携事業</p> <p>心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を登録し、好事例企業等の取組状況を公表する。</p>	福祉保健局
<p>102 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業</p> <p>広く一般都民の理解と認識を深めることを目的として普及啓発を行うことにより、障害及び障害のある人への理解促進を図る。</p>	福祉保健局
<p>103 子育て応援とうきょうパスポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に賛同する企業・店舗等が、都に協賛を申請。都は、「協賛店等」として登録後、ステッカーを配布するとともに、子育て応援とうきょうパスポート運営サイトや子育て応援とうきょうパスポートアプリ等で情報を公表。協賛店等は、店頭等でステッカーを掲示する ○ 都は、18歳未満の子供や妊娠中の方がいる世帯（以下「利用者」という。）に、パスポートを交付する。 ○ 利用者は、サービス利用の際に協賛店等から求められた場合、パスポート 	福祉保健局

<p>トを提示する。協賛店等は、利用者に対して、おむつ替えスペースがある・ベビーカー入店可能な店舗情報など様々なサービスを提供する。</p>	
<p>104 駅前放置自転車クリーンキャンペーン</p> <p>駅前放置自転車等について、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者、商工関係団体等と連携協力して、ポスター・リーフレットによる広報やウェブを使った広報を行うほか、駅頭での普及啓発活動を推進することにより、都民に対し駐車ルールの浸透を図り、自転車等の放置状態を解消する。</p>	<p>青少年・治安 対策本部</p>
<p>105 人権問題に関する普及啓発事業（人権啓発相談）</p> <p>東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題に対して、「みんなの人権」等の啓発用の冊子、リーフレットの作成・配布や、人権啓発イベントの実施など、今後も積極的に施策を進めていく。</p>	<p>総務局</p>

(2) ユニバーサルデザインに関する教育の充実

事業概要	所管局
<p>106 サービス介助士の資格取得の拡大</p> <p>高齢者や障害を持つお客様などが都営地下鉄等を安心してご利用いただけるよう、全ての駅係員に加えて、乗務員も「サービス介助士」の資格を取得する。</p>	<p>交通局</p>
<p>107 福祉教育の充実（小・中学校）</p> <p>小・中学校での「特別活動（学校行事）」における勤労生産・奉仕的行事の体験活動等により、社会貢献意識を育むとともに、世代を越えた交流や障害のある児童生徒との交流により、心のバリアフリーの理解に向けた学習を行う。</p>	<p>教育庁</p>
<p>108 福祉教育の充実（高校生）</p> <p>都立高等学校における教科「人間と社会」の中で、体験活動や演習等により、支え合う社会や共助を学び、社会貢献意識を育む。</p>	<p>教育庁</p>

<p>109 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業）</p> <p>小中学校における「総合的な学習の時間」などを活用した福祉体験学習等による心のバリアフリーに係る普及啓発を実施していく区市町村を支援する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>（再掲） 児童・生徒等に対する総合防災教育</p> <p>児童等に対する総合防災教育により、誰もが災害や事故の被害を未然に防止できるよう知識や防災行動力を身につけることで被害を低減させる。</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>110 青少年応援プロジェクト@地域（地域における青少年の健全育成）</p> <p>「多文化への理解」、「障害者への理解」、「高齢者への理解」、それぞれのテーマで、講演会や交流体験を通じて、主に、地域で青少年健全育成に携わる地区委員をはじめとする大人や、地域の子供達にダイバーシティ意識を育むイベントを実施する。</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>

(3) 社会参加支援

事業概要	所管局
<p>111 盲ろう者支援センター事業</p> <p>東京都盲ろう者支援センターを盲ろう者に対する総合的な支援拠点として運営し、もって東京都における盲ろう者福祉の向上を図り、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>112 障害者社会参加推進センター事業</p> <p>障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下、社会参加推進センターを運営し、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>113 身体障害者補助犬給付事業</p> <p>身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>114 聴覚障害者向けメール相談</p> <p>聴覚に障害がある等、電話による相談がしづらかった方を対象に、電子メール相談を実施し、相談対応の充実を図る。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>115 ヘルプマークの推進</p> <p>援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークを作成し、普及啓発に取り組むことで、障害の有無等にかかわらず、社会の一員として、支えあいながら、地域の中で共に生活する社会の実現を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>116 高齢者の保護及び社会参加の推進</p> <p>関係機関・団体、地域住民等と連携し、高齢者に係る警察活動を適切に推進して、高齢者が安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。</p> <p>① 高齢者の実態把握及び広報啓発活動の推進 ② 高齢者の保護活動の推進 ③ 高齢者の社会参加活動の推進</p>	<p>警視庁</p>
<p>117 老人クラブの育成</p> <p>老人クラブの社会奉仕活動、健康促進の活動、生きがいを高める等の老人クラブの社会活動の促進を目的とし、区市町村が補助を行った経費の一部を補助する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>118 芸術文化による社会支援助成</p> <p>障害者をはじめ、高齢者や子供、外国人といった、様々な人々と芸術文化をつなぐ活動や芸術文化を通じて社会課題に向き合う活動を支援する。</p>	<p>生活文化局</p>

<p>119 都市ボランティアに対する研修</p> <p>開催都市・東京の顔として活躍いただく都市ボランティアの育成に向け、組織委員会と連携して、ボランティアへの研修などを実施する。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
--	--------------------------

(4) 推進体制の整備

事業概要	所管局
<p>120 東京都福祉のまちづくり推進体制の整備</p> <p>都民代表、学識経験者、事業者・障害者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり推進協議会」、事業者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」及び「東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議」を開催する。</p>	<p>福祉保健局</p>